



気候変動枠組条約に基づく第8回国別報告書及び 第5回隔年報告書の提出について

令和4年度温室効果ガス排出量算定方法検討会
令和5年1月31日（火）



第8回国別報告書及び第5回隔年報告書の提出について



- 我が国を含む先進国は、気候変動枠組条約第4条及び第12条、並びにCOP関連決議に基づき、4年ごとに自国の温暖化対策・施策等を取りまとめた「**国別報告書（NC）**」を、2年ごとに2020年排出削減目標への進捗評価等の情報を含む「**隔年報告書（BR）**」を提出する必要がある。
- 我が国はこれまでNCを7回、BRを4回提出しており、「第8回国別報告書（**NC8**）」及び「第5回隔年報告書（**BR5**）」の提出期限は、**2022年12月31日**となっていた。これに対応し、**2022年12月27日**に**NC8・BR5**を条約事務局に提出した（NC8・BR5の概要は次ページのとおり）。
- なお、BR5においては、カンクン合意（COP16決定）に基づく**2020年排出削減目標（我が国の場合、2005年度比-3.8%以上）の達成評価の報告**が求められている。最新の温室効果ガスインベントリにおける2020年度の温室効果ガス総排出量（11億5,000万トン（CO₂換算））及び我が国が選択した計上方法に基づくLULUCF活動からの貢献量（4,790万トン）を考慮すると、**我が国からの2020年度の温室効果ガス排出・吸収量は11億200万トン（CO₂換算）**となり、**基準年（2005年度）比-20.3%**となることから、**2020年排出削減目標を達成した旨を報告**した。
- 提出したNC8・BR5は、2023年3月以降、**詳細審査及び国際的評価・審査を受ける**予定。具体的には、専門家審査チームによる審査（NC8は詳細審査、BR5は技術的審査）を受けた後、条約補助機関会合（SBI）の下で、多国間評価（MA）が行われる。

第8回国別報告書及び第5回隔年報告書の概要

目次	概要
エグゼクティブサマリー	NC8全体の概要
第1章 温室効果ガスの排出と吸収に関連のある国家の状況	政府機関、人口・世帯、国土利用、経済、産業等、我が国からの温室効果ガスの排出・吸収に関係のある国家の状況について。
第2章 温室効果ガス排出量とトレンドに関する情報	1990年度～2020年度の温室効果ガス排出・吸収量の状況等。
第3章 政策・措置	「地球温暖化対策計画」等に基づく、温室効果ガスの排出削減や吸収等に関する対策・施策とその削減効果等。
第4章 将来予測	2030年度における我が国からの温室効果ガス排出量の将来予測値やその方法論等。
第5章 脆弱性の評価、気候変動による影響及び適応措置	気候変動により予測される我が国への影響と、気候変動への適応策の概要等。
第6章 資金・技術・能力開発支援	我が国が途上国の気候変動対策を支援するために提供した資金、技術開発及び移転、能力開発の支援に関する情報。
第7章 研究及び組織的観測	我が国が実施している気候変動に関する研究活動や組織的観測システムに関する情報等。
第8章 教育、訓練及び普及啓発	我が国で実施されている環境教育や気候変動に関する普及啓発活動、NGO支援の情報等について。
附属書I 第5回隔年報告書	
第1章 温室効果ガス排出量とトレンドに関する情報	1990年度～2020年度の温室効果ガス排出・吸収量の概要（NC第2章の概要）。
第2章 定量化された経済全体の排出削減目標	我が国の2020年度・2030年度における温室効果ガス排出削減目標に関する情報。
第3章 定量化された経済全体の排出削減目標の達成状況と関連情報	我が国の2020年度温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた進捗状況等。
第4章 将来予測	2030年度における排出量将来予測に関する情報の概要（NC第4章の概要）。
第5章 資金・技術・能力開発支援	我が国が途上国の気候変動対策を支援するために提供した資金、技術開発及び移転、能力開発の支援に関する情報の概要（NC第6章の概要）。